



第27回 定時株主総会 招集ご通知

■日時

2023年5月29日（月曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

■場所

埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号
バリュープラザ上尾愛宕店2階
スーパーバリュー本社会議室
（昨年5月の定時株主総会と会場が異なっておりますので、末尾の
株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

■目次

第27回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	18
監査報告	20
株主総会参考書類	24

株式会社スーパーバリュー

証券コード：3094

株主の皆様へ



代表取締役 執行役員社長

岸本 圭司

経営理念

顧客支持No.1 店舗の拡大と維持

モットー

- お客様第一主義の徹底
- よい商品をより安く
- 顧客満足度の高いサービスの提供

企業理念

- 生活に豊かさと利便性をもたらす店舗展開による地域社会への貢献
- コンプライアンスの徹底およびCSR（企業の社会的責任）への取り組み
- ステークホルダー（顧客・株主・取引先・従業員）への利益還元

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

第27回定時株主総会を5月29日（月曜日）に開催いたしますので、ここに「招集ご通知」をお届けいたします。

本紙面では、株主総会の議案とスーパーバリューの企業活動について掲載しておりますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

昨年はロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰や原材料不足による食料品の値上げ等、当社を含め小売業界にとっては、非常に厳しい1年でした。

当社は、昨年8月23日の臨時株主総会に於いて、株式会社ロピア・ホールディングスを引受人として第三者割当増資を行い、更に2023年2月に再度第三者割当増資を行いました。今後その資金の一部を、「既存店改装によるモデル店舗等の構築」費用に充て、抜本的な収益の改善と財務強化を行ってまいります。

当期は、「革新への挑戦」をスローガンに全従業員一丸となって努力してまいりますので、引き続き、株主の皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ】

- 株主様のマスク着用に関しましては、各株主様の判断に委ねますが、体調のすぐれない株主様におかれましては、無理をなさらぬようお願い申し上げます。
- 運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- 当会場では安全を期して、株主様同士のお席の間隔は広く取っておりますので、満席の場合はご入場いただけない場合がございます。またお土産の配布は、昨年同様ございませんので、あらかじめご了承ください。

証券コード3094
2023年5月12日

株 主 各 位

埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号
株式会社スーパーバリュー
代表取締役 岸 本 圭 司
執行役員社長

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.supervalue.jp/ir/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」ページ内の「株主総会」より、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3094/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「スーパーバリュー」又は「コード」に当社証券コード「3094」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月26日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月29日(月曜日) 午前10時 受付開始午前9時30分(予定)
2. 場 所 埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号 バリュープラザ上尾愛宕店2階
スーパーバリュー本社会議室
(昨年5月の定時株主総会と会場が異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第27期(2022年3月1日から2023年2月28日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 本招集ご通知に関する事項

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 会社の新株予約権等に関する状況
- ② 株式会社の業務の適正を確保するための体制
- ③ 株主資本等変動計算書及び個別注記表

従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

以 上

- ~~~~~
- ◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、各議案につき賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会の決議ご通知につきましては、当社ホームページ(<https://www.supervalue.jp/ir>)に掲載いたします。各株主様あてにご送付はいたしませんので、ご了承お願いいたします。

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2022年3月1日から2023年2月28日まで）におけるわが国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動が緩やかに持ち直す動きが見られたものの、ロシアによるウクライナ侵攻を機に起きた資源・穀物価格等の世界的な高騰や為替相場における歴史的な円安の進行等が続き、依然として先行き不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束局面や政府・自治体による経済活動支援により外食の需要が回復し、政府の水際対策の緩和や円安等の影響もあり、インバウンド消費は回復に向かっております。しかしながら、他業種も含めた価格競争に加えて、光熱費等の上昇が深刻化しました。また、コロナ禍の生産・物流の停滞や、穀物価格の上昇等を背景とした商品メーカー等の相次ぐ値上げによる販売価格への転嫁、記録的な高温・大雨、消費者の低価格・節約志向の高まり等から、業績に与える影響は不透明な状況となっており、これまで以上に厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社では会員カードの特典を最大限に活用し、集客及び売上高の回復に取り組んでまいりました。

売上高については、会員カード特典の即日値引きを前事業年度から引き続き展開し、売上高及び客数の回復に努めてまいりましたが、お客様の強いご要望もあり5月上旬に中止し、クレジット決済も含めたポイント付与に変更しました。また、即日値引きの展開と同時に停止していたチラシ販促を再開し、各種イベント販促も実施しながら顧客獲得に努めてまいりました。しかしながら、チラシ販促に停止期間があった影響、販売価格のコントロール不足や新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の緩和、経済活動支援、競合他社等の影響に、即日値引き及びポイントアップキャンペーン販促拡大による売上高の減少、当事業年度の期首より適用している「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の影響も加わり、売上高は前期比94.0%となりました。なお、10月より会員カードのポイント付与率の変更及びポイントアップキャンペーン日の特定をしておりますが、お客様からは特に苦情等もなく運用しております。

利益面では、引き続き仕入先の見直しをはじめ、販売商品の改廃や在庫の適正化、値引きロス・廃棄ロスの削減による利益改善等を進めてまいりましたが、原材料不足や円安等による原材料価格及び仕入原価の上昇もあり、売上総利益率は前期比で0.6ポイント下回る20.4%となりました。また、売上高が回復に至らず、その分売上総利益も減少いたしました。

なお、2022年7月15日に公表しましたとおり、株式会社ロピア・ホールディングスが親会社となり、同社及び同社グループ会社とのスケールメリットや取引等の取り組みは徐々に進めております。

経費面では、光熱費等は高騰しましたが、店舗オペレーションの再度の見直しによる作業効率の改善と標準化を進め、徹底した経費節減の取り組みにより販売費及び一般管理費は前期比97.2%となりました。

なお、店舗展開におきましては、新規出店はありませんが、12月に親会社の子会社で食品スーパーマーケットの運営等を行う株式会社ロピアとのシナジー効果を発揮することを目的とした改装を越谷店の食品館で実施いたしました。

以上の結果、売上高は677億92百万円（前期比6.0%減）、営業損失は16億24百万円（前期は営業損失8億3百万円）、経常損失は15億26百万円（前期は経常損失7億5百万円）となりました。また、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、店舗に係る減損損失3億4百万円等を特別損失に計上したことにより、当期純損失は19億37百万円（前期は当期純損失8億29百万円）となりました。

なお、当事業年度より、収益認識会計基準等を適用しております。これに伴い、当事業年度における売上高は減少し、営業収入は増加し、営業総利益は減少し、営業損失から当期純損失まではそれぞれ増加しております。詳細は、「個別注記表（会計方針の変更に関する注記）」に記載のとおりであります。

当社の事業セグメントは、流通販売事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであります。販売商品別の売上高は、生鮮・グロサリーのSM販売商品は555億68百万円（前期比95.5%）、ホームセンターのHC販売商品は122億24百万円（前期比87.9%）であります。

販売商品別及び品目別売上高は次のとおりであります。

《販売商品別及び品目別売上高》

(単位：百万円)

販 売 商 品	品 目 別	第26期 (2022年2月期)	第27期 (当事業年度)	対前年度増減	
		金 額	金 額	金 額	増 減 比
S M 販 売 商 品	生 鮮 食 品	29,865	28,274	△1,590	△5.3%
	グ ロ ッ サ リ	28,319	27,293	△1,026	△3.6%
	S M 販 売 商 品 計	58,184	55,568	△2,616	△4.5%
H C 販 売 商 品	第 1 グ ル ー プ	3,296	2,758	△538	△16.3%
	第 2 グ ル ー プ	3,443	3,050	△393	△11.4%
	第 3 グ ル ー プ	2,453	2,107	△346	△14.1%
	第 4 グ ル ー プ	4,705	4,308	△396	△8.4%
	そ の 他	0	0	△0	△84.4%
	H C 販 売 商 品 計	13,899	12,224	△1,674	△12.1%
合 計		72,084	67,792	△4,291	△6.0%

(注) 1. 品目別の各構成内容は次のとおりであります。

- (1) 生鮮食品 (青果、精肉、鮮魚、惣菜)
- (2) グロッサリ (加工食品、米、酒、日配品)
- (3) 第1グループ (日曜大工用品、園芸用品、エクステリア用品、リフォーム)
- (4) 第2グループ (カー用品、レジャー用品、ペット用品)
- (5) 第3グループ (家電製品、対面(注2)、インテリア用品)
- (6) 第4グループ (家庭・日用雑貨、文具・玩具、ドラッグ)
- (7) その他 (売上仕入(注3))

2. 対面販売形態の部門を指しております(例：時計・カメラ等)。

3. 売上高が計上されるのと同時に仕入高が計上される取引形態のことを指しております(例：切花等)。

(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資及び資金調達

当事業年度において実施した設備投資の総額は1億6百万円で、これは主に、既存店舗等に係る有形固定資産の取得57百万円及びシステム投資に係る無形固定資産の取得49百万円であります。資金調達につきましては、株式会社ロピア・ホールディングスを割当先とした第三者割当による新株式の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ31億39百万円増加しました。また、長期借入金5億48百万円及び短期借入金54百万円の返済により、借入金全体では6億2百万円の減少となりました。

② 重要な企業編成等の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	事業年度	第24期	第25期	第26期	第27期
		(2020年2月期)	(2021年2月期)	(2022年2月期)	(当事業年度)
売 上	高(千円)	76,643,373	79,720,179	72,084,742	67,792,841
経常利益又は 経常損失 (△)	(千円)	△830,093	1,375,892	△705,051	△1,526,701
当期純利益又は 当期純損失 (△)	(千円)	△2,304,973	625,737	△829,466	△1,937,380
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	(円)	△363.95	98.80	△130.97	△255.21
総 資 産	産(千円)	26,681,326	26,863,337	16,363,273	19,788,455
純 資 産	産(千円)	2,643,201	3,237,272	2,344,470	6,665,681
1株当たり純資産額	(円)	416.05	509.85	368.88	525.33

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動は緩やかに持ち直す動きが見られたものの、ロシアによるウクライナ侵攻を機に起きた資源・穀物価格等の高騰や円安の進行等が続き、先行き不透明な状況となっております。

小売業におきましては、外食の需要やインバウンド消費は回復に向かっておりますが、原材料不足、原材料価格の上昇及び円安等による販売価格への転嫁、消費者の低価格・節約志向の高まり等から、業績に与える影響は不透明な状況となっております。また、企業間競争はこれまで以上に激化し、非常に厳しい経営環境が続くものと予想されます。

こうした中で、当社は引き続き従業員一人ひとりの意識を高め、オペレーション改革を推進し、生産性を高めることによって収益力の伸長を図るとともに、消費者から信頼される企業となるため、以下の事項を優先すべき課題として取り組んでまいります。また、親会社及び同社の子会社とのシナジー効果の早期発揮に向け取り組んでまいります。

- ・活性化につながる新卒採用及び、生産性向上に欠かせない従業員教育の更なる強化
 - ・システムの活用による、作業効率の改善と標準化の推進
 - ・棚卸ロスの削減及びSDGsの一環としての廃棄ロスの削減によるコストの削減
 - ・個店対応を活かし、地域特有のニーズを的確に反映した商品を生給できる体制の強化
 - ・商品の安全性を十分考慮したHACCPに基づく衛生管理や履歴管理の徹底
 - ・店舗ごとの収益性と効率性及び地域性を重視した改装とコスト削減の店舗運営の実施
- 株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

当社は、食品スーパーとホームセンターを併設した複合型小売店舗及び食品スーパー単独の小売店舗を展開しており、その主な取扱い商品は次のとおりです。

- ① SM販売商品
青果、精肉、鮮魚、惣菜、加工食品、米、酒、日配品
- ② HC販売商品
日曜大工用品、園芸用品、エクステリア用品、リフォーム、カー用品、レジャー用品、ペット用品、家電製品、対面（時計・カメラ等）、インテリア用品、家庭・日用雑貨、文具・玩具、ドラッグ

(6) 主要な営業所及び使用人の状況（2023年2月28日現在）

- ① 本社 埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号
- ② 店舗 スーパーバリュー草加店 (埼玉県草加市)
スーパーバリュー越谷店 (埼玉県越谷市)
スーパーバリュー戸田店 (埼玉県戸田市)
スーパーバリュー練馬大泉店 (東京都練馬区)
スーパーバリュー春日部武里店 (埼玉県春日部市)
スーパーバリュー南船橋店 (千葉県船橋市)
スーパーバリュー杉並高井戸店 (東京都杉並区)
スーパーバリュー上尾愛宕店 (埼玉県上尾市)
スーパーバリュー川口前川店 (埼玉県川口市)
スーパーバリュー入間春日町店 (埼玉県入間市)
スーパーバリュー荒川一丁目店 (東京都荒川区)
スーパーバリュー見沼南中野店 (埼玉県さいたま市見沼区)
スーパーバリュー志茂店 (東京都北区)
スーパーバリュー等々力店 (東京都世田谷区)
スーパーバリュー中浦和店 (埼玉県さいたま市南区)
スーパーバリュー府中新町店 (東京都府中市)
スーパーバリュー国立店 (東京都国立市)
スーパーバリュー西尾久店 (東京都荒川区)
スーパーバリュー朝霞泉水店 (埼玉県朝霞市)
スーパーバリュー飯能店 (埼玉県飯能市)
スーパーバリュー品川八潮店 (東京都品川区)
スーパーバリュー福生店 (東京都福生市)
スーパーバリュー春日部大場店 (埼玉県春日部市)
スーパーバリュー上尾小泉店 (埼玉県上尾市)
スーパーバリュー八王子高尾店 (東京都八王子市)
スーパーバリュー川口伊刈店 (埼玉県川口市)
スーパーバリュー春日部小淵店 (埼玉県春日部市)
卸売パワーセンター岩槻店 (埼玉県さいたま市岩槻区)
スーパーバリュー大宮三橋店 (埼玉県さいたま市大宮区)
スーパーバリュー南浦和店 (埼玉県さいたま市南区)
スーパーバリュー幕張西店 (千葉県千葉市美浜区)
スーパーバリュー上尾緑丘店 (埼玉県上尾市)
スーパーバリュー世田谷松原店 (東京都世田谷区)
スーパーバリュー松戸五香店 (千葉県松戸市)

使用人の状況

従業員数 (名)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
377 [1,913]	36名減	44歳3ヶ月	10年9ヶ月

部別等の名称	従業員数 (名)
SM販売商品	248 [1,030]
HC販売商品	76 [223]
共通	40 [652]
管理部門	13 [8]
合計	377 [1,913]

- (注) 1. 従業員数は正社員であります。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、契約社員、嘱託社員、パートタイム社員及びアルバイトの年間平均雇用人員（8時間換算）であります。
 3. 平均年齢及び平均勤続年数は、正社員のそれぞれの平均であります。
 4. 当社の事業は単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 5. 共通は店舗でのバック人員（店長・事務担当者等）及びレジ担当者等であります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社ロピア・ホールディングス	10百万円	66.6%	役員の兼任

(注) 当社は親会社である株式会社ロピア・ホールディングスとの間で、資本業務提携に関して合意し、資本業務提携契約を締結しております。

② 親会社との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社の子会社より商品の仕入を行っております。当該取引をするに当たっては、第三者との取引または類似取引に比べ、不当に有利または不利である取引の禁止や、利益または損失リスクの移転を目的とする取引の禁止に努めております。

また、当該取引は、当社の社内規程にある「仕入管理規程」に基づき、公正に審議を行っており、少数株主の利害を害することはないと判断しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、上場企業としての独立性を確保しており、取締役会の独自の意思決定に基づき経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

子会社につきましては、資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績の分析に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先及び借入額の状況（2023年2月28日現在）

(単位：千円)

借	入	先	借	入	額						
株	式	会	社	武	蔵	野	銀	行	962,110		
株	式	会	社	三	井	住	友	銀	行	935,554	
株	式	会	社	三	菱	U	F	J	銀	行	731,464
株	式	会	社	足	利	銀	行	593,451			
株	式	会	社	群	馬	銀	行	587,956			
株	式	会	社	埼	玉	り	そ	な	銀	行	381,652
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	318,356		

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の現況

(1) 株式に関する重要な事項（2023年2月28日現在）

① 発行可能株式総数 21,600,000株

② 発行済株式の総数 12,673,750株

（注）第三者割当増資により、発行済株式の総数は6,339,550株増加しております。

③ 単元株式数 100株

④ 株主数 1,090名

⑤ 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 ロ ピ ア ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	8,440,250	66.60
有 限 会 社 ラ イ ト 経 営	2,119,800	16.73
株 式 会 社 J M ホ ー ル デ ィ ン グ ス	576,400	4.55
株 式 会 社 サ ン ベ ル ク ス	228,000	1.80
ス ー パ ー バ リ ュ ー 従 業 員 持 株 会	202,190	1.60
武 井 典 子	110,200	0.87
株 式 会 社 S B I 証 券	85,848	0.68
松 井 証 券 株 式 会 社	44,600	0.35
田 幡 徹 夫	44,400	0.35
飯 野 忠	29,700	0.23

（注）持株比率は、自己株式（759株）を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する状況

(1) 会社役員に関する状況

(2023年2月28日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岸本圭司	代表取締役執行役員社長	
中谷圭一	常務取締役執行役員 管理部門担当	
内田貴之	取締役執行役員 経営企画室室長	株式会社ロピア・ホールディングス 取締役
飯野忠	取締役	
江口俊治	取締役	千代田税理士法人 代表社員
梶山健二	常勤監査役	
小森谷繁行	監査役	
持田良夫	監査役	株式会社高麗川カントリー倶楽部 常務取締役支配人

- (注) 1. 取締役飯野忠氏及び江口俊治氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小森谷繁行氏及び持田良夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役飯野忠氏及び監査役持田良夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役小森谷繁行氏及び持田良夫氏は、金融機関での経験を長年有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間において、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結しており、その賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役共に法令の定める最低責任限度額としております。
6. 就任
2022年5月26日開催の第26回定時株主総会において、江口俊治氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
2022年8月23日開催の臨時株主総会において、内田貴之氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。また、同総会終結後開催の取締役会において、同氏は取締役執行役員に選任され就任いたしました。
7. 退任
2023年2月28日をもって、岸本七朗氏は代表取締役（執行役員会長）を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は有限会社ライト経営代表取締役でありました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因した、被保険者に対する争訟費用等の損害を補填することとしております。ただし、法律違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は任期中に更新する予定であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等につきましては、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の実績、その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じて決定しております。各取締役の職責や役位に応じて支給する報酬に会社業績を勘案した固定報酬で構成しております。また、社外取締役につきましては、業務執行の独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとしております。

なお、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に係る基本方針は、取締役会にて、株主総会決議の範囲内にて決定しております。その具体的な報酬等の額は、株主総会にて決議された金額の範囲内で取締役会の一任を受けた代表取締役執行役員会長岸本七朗氏が決定しており、当事業年度におきましては、2022年5月26日開催の取締役会にて一任を決議しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を包括的に把握しており、各取締役の役割等の評価を行うことに代表取締役執行役員会長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会がその妥当性等について確認しております。

監査役の報酬等につきましては、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により株主総会決議の範囲内にて、監査役の報酬等を決定しております。なお、監査役は、独立性の確保から、固定報酬のみとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	91,740 (4,200)	91,740 (4,200)	— (—)	— (—)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	6,600 (2,400)	6,600 (2,400)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	98,340 (6,600)	98,340 (6,600)	— (—)	— (—)	8 (4)

(注) 1. 上表には、2023年2月28日をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬額は、2009年5月28日開催の第13回定時株主総会における決議により、年額240,000千円以内（使用人分給与相当額を除く。）と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。

3. 監査役の報酬額は、2009年5月28日開催の第13回定時株主総会における決議により、年額36,000千円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

(4) その他会社役員（当該事業年度の末日後に就任したものを含む。）に関する重要な事項
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼任状況及び当該他の法人等との関係

社外取締役江口俊治氏は、千代田税理士法人の代表社員であります。千代田税理士法人と当社との間には役務提供取引関係がありましたが、同氏の選任後は同法人との役務提供取引は解除しております。

社外監査役持田良夫氏は、株式会社高麗川カントリー倶楽部の常務取締役支配人であります。株式会社高麗川カントリー倶楽部と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会（25回開催）		監査役会（12回開催）	
		出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
取 締 役	飯 野 忠	25回	100%	－	－
取 締 役	江 口 俊 治	19回	76%	－	－
監 査 役	小森谷 繁 行	25回	100%	12回	100%
監 査 役	持 田 良 夫	25回	100%	12回	100%

(注) 取締役江口俊治氏は、2022年5月26日開催の第26回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役及び社外監査役と異なります。

なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は19回であります。

③ 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・ 取締役飯野忠氏は、他の会社の代表取締役を長年に亘り務められ、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範囲な視野から適時必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行うなど、適切な役割を果たしております。
- ・ 取締役江口俊治氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する高い見識に基づき、客観的かつ広範囲な視野から適時必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行うなど、適切な役割を果たしております。
- ・ 監査役小森谷繁行氏は、金融機関での経験を長年有し、財務及び会計に関する高い見識に基づき、取締役会及び監査役会において、当社の業務執行者から独立した立場で適宜必要な意見を述べるとともに、専門的な見地から発言を行っております。
- ・ 監査役持田良夫氏は、金融機関での経験を長年有し、財務及び会計に関する高い見識に基づき、取締役会及び監査役会において、当社の業務執行者から独立した立場で適宜必要な意見を述べるとともに、専門的な見地から必要な発言を積極的に行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展望と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対して適正かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

また、当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としております。

当期の配当につきましては、2023年4月14日の当社取締役会において、2期連続して当期純損失となりましたので、2023年1月16日にお知らせいたしましたとおり、誠に遺憾ながら無配とさせていただくことを決議いたしました。

また、次期につきましては、現時点では業績予想を合理的に算定することが困難であるため未定としておりますが、上記の基本方針とともに業績の成果等を考慮して行っていく所存であります。

株主の皆様には深くお詫び申し上げるとともに、早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社の配当の決定機関は中間配当及び期末配当とも取締役会であります。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入しております。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,237,744	流 動 負 債	8,785,490
現金及び預金	4,828,000	支払手形	183,246
売掛金	796,031	買掛金	4,708,954
商品	2,942,198	短期借入金	1,261,203
貯蔵品	13,482	1年内返済予定の長期借入金	838,111
前払費用	243,557	リース債務	150,637
未収入金	277,663	未払費用	441,974
1年内回収予定の差入保証金	108,311	未払法人税等	560,704
その他	28,498	未払消費税等	133,887
固 定 資 産	10,550,710	契約負債	62,126
有 形 固 定 資 産	6,351,038	前受り金	273,677
建物	4,091,895	預り金	12,416
構築物	335,070	与引当金	30,933
車両及び運搬具	0	その他	127,350
器具及び備品	71,728	固 定 負 債	4,337,282
土地	1,720,293	長期借入金	2,600,989
リース資産	132,051	リース債務	192,188
無 形 固 定 資 産	239,988	退職給付引当金	195,898
ソフトウェア	136,735	資産除去債務	1,165,305
リース資産	69,156	預り保証金	77,685
その他	34,097	繰延税金負債	102,640
投資その他の資産	3,959,682	その他	2,574
長期前払費用	199,009	負 債 合 計	13,122,773
差入保証金	3,435,222	(純 資 産 の 部)	
前払年金費用	336,969	株 主 資 本	6,657,495
その他	7,407	資本金	3,513,649
貸倒引当金	△18,925	資本剰余金	3,422,169
資 産 合 計	19,788,455	資本準備金	3,422,169
		利益剰余金	△277,991
		利益準備金	6,680
		その他利益剰余金	△284,671
		別途積立金	300,000
		繰越利益剰余金	△584,671
		自己株式	△332
		新 株 予 約 権	8,186
		純 資 産 合 計	6,665,681
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,788,455

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	67,792,841
売上原価	53,946,532
売上総利益	13,846,309
営業収入	379,037
営業総利益	14,225,346
販売費及び一般管理費	15,849,646
営業損益	1,624,299
営業外収益	
受取利息・配当金	16,244
仕入割引	6,845
受取手数料	93,392
その他の営業外収益	26,669
営業外費用	
支払利息	42,533
その他の営業外費用	3,020
経常損失	1,526,701
特別損失	
減損損失	304,020
関係会社株式評価損	3,000
関係会社貸倒引当金繰入額	13,048
税引前当期純損失	1,846,771
法人税、住民税及び事業税	86,875
法人税等調整額	3,734
当期純損失	1,937,380

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月12日

株式会社スーパーバリュー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中瀬 朋子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スーパーバリューの2022年3月1日から2023年2月28日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月13日

株式会社スーパーバリュー 監査役会

常勤監査役 梶山 健二 ㊟

社外監査役 小森谷 繁行 ㊟

社外監査役 持田 良夫 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役岸本圭司、中谷圭一、内田貴之、飯野 忠及び江口俊治の各氏が、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役岸本七朗氏は2023年2月28日付で辞任により退任いたしました。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の有する 当社の株式数
1	きし もと けい じ 岸 本 圭 司 (1972年4月19日生)	1996年4月	(株)ケーヨー入社	13,700株
		2008年3月	当社入社営業本部SM統括付マネジャー	
2008年9月	当社営業企画マネジャー			
2009年9月	当社営業企画推進統括マネジャー			
2010年5月	当社取締役執行役員就任 営業企画推進統括			
2011年5月	当社取締役常務執行役員就任 営業部門担当			
	取締役候補者とした理由 同氏は、他社における営業部門の経験、当社においても営業部門等での業務経験を経て、経営に参画し、当社経営全般に関する幅広い知識を有しているとともに、代表取締役社長として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。			
2	なか や けい いち 中 谷 圭 一 (1961年7月12日生)	1986年4月	(株)富士薬品入社	7,400株
		1988年5月	堀会計事務所入所	
2001年10月	エム・アンド・エスファインテック(株)入社 財務経理部長代理			
2003年6月	アルファクラブ武蔵野(株)入社			
2005年5月	同社経理部長			
2007年2月	同社子会社ニューライフ(株)監査役就任 (現アルファクラブ武蔵野(株))			
2007年8月	当社入社経理担当マネジャー			
2009年6月	当社執行役員就任 経理統括			
2013年5月	当社取締役執行役員就任 経理統括			
2016年5月	当社常務取締役執行役員就任 管理部門担当(現任)			
	取締役候補者とした理由 同氏は、他社における経理・財務及び税務の経験、当社においても経理・財務及び税務での業務経験と管理部門の責任者経験、経営に参画し、当社経営全般に関する幅広い知識を有しているとともに、常務取締役として経営の重要事項の決定及び主に管理部門における業務執行監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の有する 当社の株式数
3	うちだ たか ゆき 内田 貴之 (1956年11月1日生)	1979年 4月 1991年10月 1996年 7月 2000年 1月 2002年10月 2008年 1月 2013年 4月 2017年 6月 2022年 8月 2023年 3月	日産自動車(株)入社 英国日産製造会社出向同社シニアアドバイザー 日産自動車(株)生産技術本部新車担当主任 ビステオンジャパン(株)入社 プログラムマネージャー (株)ヤオコー入社 業務改革室部長 日本マクドナルド(株)入社 サプライチェーンロジスティック部長 (株)三越伊勢丹フードサービス代表取締役社長就任 (株)ロピア・ホールディングス取締役就任 管理本部長 当社取締役執行役員就任 経営企画室室長 (現任) (株)ロピア・ホールディングス取締役 (現任)	一株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、自動車業から小売業まで幅広い経験、また経営者経験があり、主に経営効率の改善について取り組み、特に食品スーパーの経験が豊富であり、当社においても経営企画室の責任者経験、経営に参画し、当社経営全般に関する幅広い知識を有しているとともに、取締役として経営の重要事項の決定及び主に経営企画における業務執行監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。</p>				
4	※ あい かわ ひる ふみ 相川 博史 (1964年6月17日生)	1983年11月 1994年 6月 1995年 2月 2012年10月 2017年 6月 2019年 3月 2022年 8月 2022年 9月 2023年 3月	(有)ミートショップユニーク入社 (株)ニュークイック入社 (有)肉の宝屋中川畜産入社 (現(株)ロピア) 同社取締役就任 精肉部長兼プロセスセンター総責任者 同社取締役 商品開発兼営業本部長 同社取締役 統括営業本部長 当社執行役員就任 営業統括 (現任) (株)ロピア取締役 (現任) (株)アキダイ代表取締役就任 (現任)	一株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、小売業での経験が長く、また経営者経験があり、特に食品スーパーの知識及び営業責任者の経験が豊富であり、当社においても営業部門の業務執行監督等に十分な役割を果たしているため、今後は、当社の経営の重要事項の決定に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の有する 当社の株式数
5	い の だし 飯 野 忠 (1954年5月2日生)	1978年4月 1981年8月	ダイオー(株)入社 (株)いいの設立 同社代表取締役就任	29,700株
		2004年11月 2006年8月 2006年11月 2007年5月 2018年11月	(株)紅フーズコーポレーション設立 同社顧問就任 (株)キッチンスタジオ設立 同社代表取締役就任 (株)紅フーズコーポレーション代表取締役 就任 当社社外取締役就任(現任) (株)キッチンスタジオ取締役就任	
<p>社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割</p> <p>同氏は、他社における経営者としての実績、当社においても長年にわたって経営に参画し見識が高く評価されており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。今後も当社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p>				
6	え ぐち とし はる 江 口 俊 治 (1956年10月14日生)	1987年10月 1990年1月 1992年8月 1995年7月 1997年5月 2014年1月 2022年5月	中央監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)福岡事務所入所 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)東京事務所入所 公認会計士登録 公認会計士 江口会計事務所開業 税理士登録 千代田税理士法人 代表社員就任(現任) 当社社外取締役就任(現在)	一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割</p> <p>同氏は、公認会計士及び税理士としての経験、監査法人勤務を経て会計事務所を開業し税理士法人の代表としての経営者としての実績から見識が高く評価されており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。今後も当社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>				

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 内田貴之氏の過去10年間での当社の親会社である株式会社コピア・ホールディングスにおける業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載の通りであります。
4. 飯野 忠氏及び江口俊治氏は、社外取締役候補者です。

5. 社外取締役候補者に関する特記事項

- (1) 飯野 忠氏は当社での社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって16年であります。
- (2) 江口俊治氏は当社での社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年であります。
- (3) 飯野 忠氏及び江口俊治氏は、過去10年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となつたことはなく、また多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。両氏は当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
なお、江口俊治氏は、千代田税理士法人の代表社員であり同法人と当社とは役務提供取引関係がりましたが、同氏の選任後は同法人との役務提供取引は解除しております。
- (4) 当社は、飯野 忠氏を独立役員として、当社の上場証券取引所である株式会社東京証券取引所へ届出を行っており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、江口俊治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
- (5) 当社は、飯野 忠氏及び江口俊治氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因した、被保険者に対する争訟費用等の損害を補填することとされています。但し、法律違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認可決された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は任期中に更新される予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役小森谷繁行及び持田良夫氏は本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		候補者の有する 当社の株式数
1	こもりや しげ ゆき 小森谷 繁 行 (1944年10月18日生)	1963年 4月	(株)埼玉銀行 (現(株)埼玉りそな銀行) 入行	一株
	1989年 6月	同行新所沢支店長		
		1993年 8月	(株)島村工業出向	
		1999年10月	同社取締役就任	
		2005年 5月	(株)どん (現(株)アークミール) 監査役就任	
		2005年 5月	当社社外監査役就任	
		2013年 6月	当社社外常勤監査役就任	
		2021年 5月	当社社外監査役就任 (現任)	
	社外監査役候補者とした理由 同氏は、金融機関での経験を長年有しており、財務・会計に関する専門知識があり、またこれまで、他社の取締役及び監査役を務め、企業経営に関する多くの知見と豊富な経験を活かし、当社の監査役として業務、財務・会計全般の指導及び監査を行っております。今後とも当社の監査体制に活かしていただきたく、引き続き社外監査役候補といたしました。なお、同氏は当社の社外監査役に就任してから、本総会終結の時をもって18年になります。			
2	もち だ よし お 持田 良 夫 (1953年 6月16日生)	1976年 4月	(株)埼玉銀行 (現(株)埼玉りそな銀行) 入行	一株
	1995年 4月	同行吹上支店長		
		1997年 4月	同行常盤台支店長	
		2006年10月	(株)高麗川カントリー倶楽部出向	
		2007年 6月	同社取締役就任 支配人	
		2009年 6月	同社常務取締役就任 支配人 (現任)	
		2019年 5月	当社社外監査役就任 (現任)	
	社外監査役候補者とした理由 同氏は、金融機関での経験を長年有しており、財務・会計に関する専門知識があり、またこれまで、他社の取締役を務め、企業経営に関する多くの知見と豊富な経験を活かし、当社の監査役として業務、財務・会計全般の指導及び監査を行っております。今後とも当社の監査体制に活かしていただきたく、引き続き社外監査役候補といたしました。なお、同氏は当社の社外監査役に就任してから、本総会終結の時をもって4年になります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 小森谷繁行氏及び持田良夫氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補に関する記載事項
 (1) 小森谷繁行氏及び持田良夫氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはなく、また多額の金銭その他の財産を受け取る予定はなく、過去2年間に受けてい

たこともありません。両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他に準ずる者ではありません。

- (2) 当社は、持田良夫氏を独立役員として、当社の上場証券取引所である株式会社東京証券取引所へ届出を行っており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - (3) 当社は小森谷繁行氏及び持田良夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因した、被保険者に対する争訟費用等の損害を補填することとされています。但し、法律違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認可決された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は任期中に更新される予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本株主総会開始の時をもって、2022年5月26日開催の第26回定時株主総会において補欠監査役に選任されました石川和子氏の選任の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に際し、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		候補者の有する 当社の株式数
いし かわ かず こ 石川和子 (1976年12月8日生)	2001年10月	弁護士登録 石川総合法律事務所入所	一株
	2007年4月	アーク法律事務所入所(現任)	

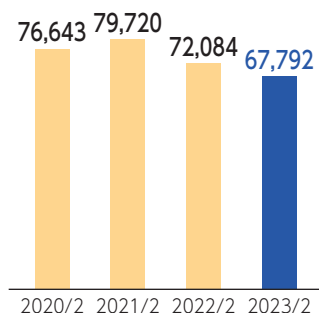
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、石川和子氏は、アーク法律事務所の職員であり、同事務所と当社とは役務提供等の取引関係があります。
2. 石川和子は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項
石川和子氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験を有しており、法務・コンプライアンスの視点から経営を監視していただくことを期待し、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令の定める最低責任限度額となります。これにより石川和子氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因した、被保険者に対する争訟費用等の損害を補填することとされています。但し、法律違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。これにより石川和子氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

以上

決算ハイライト

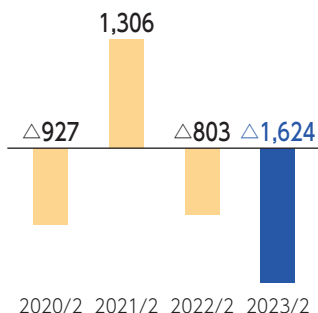
売上高

(単位：百万円)



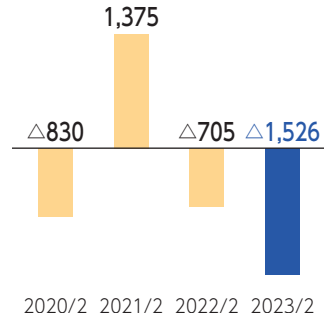
営業利益

(単位：百万円)



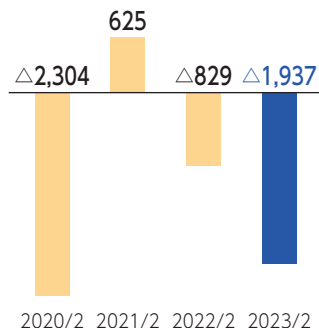
経常利益

(単位：百万円)



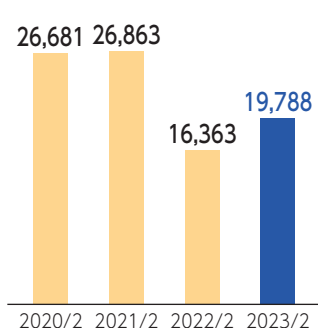
当期純利益

(単位：百万円)



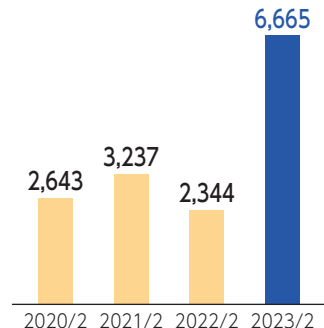
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



店舗展開

(2023年2月28日現在)

34店舗

- 埼玉県 19店舗
 - 東京都 12店舗
 - 千葉県 3店舗
- 都市型スーパーセンター (SM+HC複合店) 10店舗
 - 食品スーパー (SM) 23店舗
 - 卸売パワーセンター 1店舗

